

省號為第七一號

第子燐再上移寫調查圖

部美拉

昭和三十一年正月三日

海科局印

朝五

底稿

連  
連  
連

連

連

連

連

連

連

連

連

連

連

連

連

0926

21/  
112

軍令部總司

陸軍

部長

副  
長

山川



一九四九年原子爆弾による損害につれて(出典等)一  
九四九年十一月三十日

一九四九年十一月一日附日本連絡部長外務省連絡局本部  
元

首座閣本部六島義典氏へ一通の手札

郵便

一、本件に於ける原子爆弾による損害で記録にあるものの数は左  
の通りである。

機場化	場所	区分	軍人	軍属	財
機場化	機場化	國、〇一一	國、三五	國、四五六	財
二・七一	一・六二	一一・八七三			

0926-2

原  
文  
書

長崎		護島		戰死		戰傷		計		戰況不明	
數	傷	數	傷	數	傷	數	傷	數	傷	數	傷
九八	七	〇	一	七〇	三	七三	三	一三一	二	一三三	三
五	〇	〇	二	三	一	一一三	七	六六六	五九九	六五五	三
一〇三	七	〇	一	一	一	一一三	一	一三一	二	一三三	三

a. 有圖鑑は都道府縣廳民生部世話課に保管している所の軍人軍属の各傳金帳を調査し集計したもので現在に於て該日該數等として最も確実な数である。

b. 右の表の「戰死」は病院に收容する前に死亡した者、「戰傷死」は病院に收容後死亡した者、「戰況不明」は東洋機関によつて死亡したものと判断されたが未だ確実な證據を得られなかる者、

陸

軍

「機動」は機能妨碍を胎し思被撃による思被撃求手標をした者である。従つて思被撃法に該当しない無易な責務者は本費の外相當多數ある筈であるが其の責務者はない。

一九四九年 月 日 発 報

一一九四九、一一、一七、總機房六

四六五號復興局連絡課長總外勤審連絡局長總原子彈彈に止る損害についてとは要案せられたい。

日 車庫車両係機密江一九四九年 月 日

宛

発

一一九四九、一一、八、機二號一二四

八號二號機密處理課長發外勤審連絡局長總原子彈彈による損害  
資料の件の通りである。(註)廣島、戰死、車人一〇三、車  
屬七七、計一八〇、被傷死、車人四五、車屬二四、計六九、戰  
傷、車人四、車屬二、計六、受略、戰死、車人七五、車屬三、

0926-4

計七八、戰傷死軍人六九、軍員三、計七二、戰傷、軍人一五、  
軍屬〇、計一五一

0926-5

資整庶第七一號

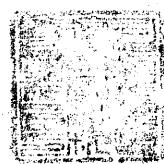
原子爆弾による損害調査に關する件

昭和二十四年十一月二十二日

資料整理部長

連絡課長殿

連絡報第六七三號に基く首題の件別冊の如く貳部送付する



陸軍

陸

軍

原子爆弾による損害について

一九四九年十一月二十二日

引揚援護廳復興局

殿

一九四九年十一月一日附日本連絡部外務省連絡局宛覺書に依る  
前題の件左の通り報告する

左記

一、舊陸軍に於ける原子爆弾による損害で記錄にあるものの數は左  
の通りである

廣島	場所		軍人	軍屬	計
	區	分			
戰死	四〇二一		四三七	四四五六	
戰傷死	二七一一		一六二	二八七三	
狀況不明	三	〇	三		

0927

## 備

		戰 傷		一三一		二		一三三	
		六、八六六		五九九		七四六五		七三	
		戰死	戰傷	戰死	戰傷	戰死	戰傷	戰死	戰傷
		○	○	○	○	○	○	○	○
長崎		二	一	三	二	三	二	三	二
計		○	○	○	○	○	○	○	○
戰傷		七	九八	七	九八	七	九八	七	九八
狀況不明		○	○	○	○	○	○	○	○

## 考

a 右調査は都道府縣廳民生部世話課に保管している所の軍人軍屬の名簿全部を調査し集計したもので現在に於ては日本政府として最も確實な數である

b 右の表の「戰死」は病院に收容する前に死亡した者、「戰傷死」は病院に收容後死亡した者、「狀況不明」は原子爆弾によつて死亡したものと判断されるが未だ確實な證據が得られない者、「戰傷」は機能障碍を胎し恩給請求手續をした者である。従つて恩給法に該當しない輕易な

陸軍

負傷者は本表の外相當多數ある筈であるが其の資料は失  
い

附記

一九四九年 月 日 発

宛

第 號 (一九四九、一一、一七、連絡

務六四六五號復員局連絡課長務外務省連絡局長宛原子  
爆弾による損害について)は駁棄せられたい。

二 航海軍關係損害は一九四九年 月 日 発

宛

第 號 (一九四九、一一、八、復二第一

二四八號二復殘務處理部長務外務省連絡局長宛原子爆弾による  
被害資料の件)の通りである。(註、廣島、戰死、軍人一〇三、  
軍屬七七、計一八〇、戰傷死、軍人四五、軍屬二四、計六九、  
戰傷、軍人四、軍屬二、計六、長崎、戰死、軍人七五、軍屬三、  
計七八、戰傷死軍人六九、軍屬三、計七二、戰傷、軍人一五、

0929

重属〇、計一五

東京小津館

0930

## 原子爆弾による損害について

一九四九年十一月二十二日

引揚援護廳復員局

殿

一九四九年十一月一日附日本連絡部發外務省連絡局宛覺書に依る  
首題の件左の通り報告する

左記

一、舊陸軍に於ける原子爆弾による損害で記録にあるものの數は左  
の通りである

廣島	場所	區分	軍人		計
			軍	屬	
狀況不明	戰死	四〇二一	四三五	四四五六	
三	戰傷死	二七一一	一六二	二八七三	
〇					三

## 備

		長崎			戦傷			一三一			二			一三三		
		計	戦傷	戦死	戦死	戦傷	戦死	六八六六	五九九	七四六五	七三	七三	二	一三三		
考	計	九八	七	〇	二	〇	〇	一	三	七三	〇	二三	一	一三三		
	計	九八	七	〇	二	〇	〇	一	三	七三	〇	二三	一	一三三		

- a 右調査は都道府縣廳民生部世話課に保管している所の軍人軍屬の名簿全部を調査し集計したもので現在に於ては日本政府として最も確實な數である
- b 右の表の「戦死」は病院に收容する前に死亡した者、「戦傷死」は病院に收容後死亡した者、「状況不明」は原子爆弾によつて死亡したものと判断されるが未だ確實な證據が得られない者、「戦傷」は機能障碍を胎し恩給請求手續をした者である。従つて恩給法に該當しない輕易な

負傷者は本表の外相當多數ある筈であるが其の資料はな

附記い

一九四九年 月 日 発

宛

第一號

日

一九四九、一一、一七、連絡  
發六四六五號復員局連絡課長發外務省連絡局長宛原子  
爆彈による損害について一は廢棄せられたい。

二、舊海軍關係損害は一九四九年 月 日

發

宛

第一號

一九四九、一一、八、復二第一

二四八號二復殘務處理部長發外務省連絡局長宛原子爆彈による  
被害資料の件一の通りである。(註、廣島、戰死、軍人一〇三、  
軍屬七七、計一八〇、戰傷死、軍人四五、軍屬二十四、計六九、  
戰傷、軍人四、軍屬二、計六、長崎、戰死、軍人七五、軍屬三、  
計七八、戰傷、軍人一五、軍屬三、計七二、戰傷、軍人一五、  
計七八、戰傷死軍人六九、軍屬三、計七二、戰傷、軍人一五、

重屬〇、計一五一

東京小津納

0934

資料整理部第71号

印文

原子弹による損害調査に關する件

昭和二十四年十二月二十二日

資料整理部長

連絡課長殿

連絡報第六七三號に基く首題の件別冊の如く貳部送付する

陸軍

## 原子爆弾による損害について

一九四九年十一月二十一日

引揚撲滅懸復員局

附

一九四九年十一月一日附日本連絡部外務省連絡局宛電書に依る  
旨題の件左の通り報告する

## 左記

一、舊陸軍に於ける原子爆弾による損害で記録にあるものの数は左  
の通りである

場所	傷	死	重	中	輕	風	計
戰死	四〇二一	一	四三五	一	四四六		
戰傷死	二七一	一	一六二	一	三八七	三	
廣島 狀況不明	三	〇	三	一	三	一	

## 備考

		戦傷	一三一	二	一三三
		計	六八六六	五九九	七四六五
長 齢	戦死	七〇	三	七三	
	戦傷死	二一	二	二三	
	状況不明	〇〇	〇〇	〇〇	
計	戦傷	七	〇〇	七	
	計	九八	五〇	一〇三	

## 考

- a 右調査は都道府県廳民生部世話課に保管している所の軍人軍属の名簿全部を調査し集計したもので現在に於ては日本政府として最も確実な数である
- b 右の表の「戦死」は病院に收容後死亡した者、「戦傷死」は病院に收容する前に死亡した者、「戦傷」は機能障碍を胎し恩給請求手續をした者である。従つて恩給法に該當しない輕易を

陸軍

負傷者は本表の外相當多數ある等であるが其の資料は未

附記

一九四九年 月 日

發

宛

第 號 一九四九、一一、一七、連絡

務六四六五號復員局連絡課長發外務省連絡局長宛原子  
爆弾による損害について一は廢棄せられたい。

二 海運軍關係損害は一九四九年 月 日

發

宛

號 一一九四九、一一、八、復二第一

二四八號二復殘務處理部長發外務省連絡局長宛原子爆弾による  
被害資料の件一の通りである。一註、廣島、戰死、軍人一〇三、  
軍屬七七、計一八〇、戰傷死、軍人四五、軍屬二四、計六九、  
戰傷、軍人四、軍屬二、計六、長崎、戰死、軍人七五、軍屬三、  
計七八、戰傷死軍人六九、軍屬三、計七二、戰傷、軍人一五、

0938

重慶〇・計一五一

東京小笠原

0939